

【議案第107号関係資料】

新たに実施する給付金事業について

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、特に物価高の影響を受ける住民税非課税世帯に対する給付金事業を、下記のとおり実施するものです。

1 給付金事業の概要

(1) 対象など

		【1】住民税非課税世帯	【2】子育て世帯への加算
支給対象		令和6年度住民税の課税がない世帯	【1】の対象世帯の世帯員である18歳以下の児童
受給権者		【1】の対象世帯の世帯主	
給付額		3万円／世帯	2万円／児童1人
見込み	世帯数	36,000世帯	6,000人分（3,000世帯）
	支給額	10.8億円	1.2億円

(2) スケジュール

国から詳細が示されていないため、具体的なスケジュールは未定です。

国から具体的な通知があり次第、速やかな支給に向けて事務を進めてまいります。

(3) 対象者へのお知らせ方法

各給付金の受給権者に支給案内を郵送します。

① 本給付金事業で使用可能な口座（過去の給付金の振込口座や国に登録されている公金受取口座など）が把握できる方は、手続き不要です。

② ①以外の方は、支給案内に同封の確認書又はオンラインで申請が必要です。

(4) 周知・広報

最新の情報を市ホームページで随時掲載するとともに、広報あかし等により周知を図っていきます。

2 予算額（案）

(1) 歳出

給付金 1,200,000千円

事務費 76,300千円

合計 1,276,300千円

(2) 歳入

1,276,300千円 ※国庫補助金(10/10)